

(改訂版) 平成23年度信用保証料助成金交付要綱の概要

1. 概要

これまでの中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証制度または都道府県等の自治体によるセーフティネット融資制度を利用する際の信用保証協会の当該制度利用に係る保証料に加え、国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）または「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料の一部を助成することとします。

2. 交付額

セーフティネット融資制度を利用する際の信用保証料に対しては、1事業者につき10万円を限度とし、都道府県トラック協会助成額の2分の1を全日本トラック協会が負担します。

ただし、「災害関係保証」または「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資にかかる信用保証協会保証料に対する助成金は、1事業者当たりの助成額の限度を20万円とし、限度額に達するまで助成金の再交付を認めるものとします。

なお、1事業者当たりの助成額の限度は、20万円を超えないものとします。

3. 予算額

2億8千万円

4. 実施期間

平成23年4月1日から平成24年2月29日までの間の保証料の支払いに対する事業とします。

5. 要綱

[別紙](#)のとおり

6. 助成のスキーム

[別紙](#)のとおり

7. お問い合わせ先

各都道府県トラック協会または全ト協経営改善事業部（TEL03-5323-7627）まで